

海外知的財産アドバイザー採用基準

平成26年5月
一般社団法人 発明推進協会

グローバル知的財産マネジメントの知見を有する専門人材である海外知的財産アドバイザーが、海外での知的財産活用のための情報を収集・整理し、セミナー等を通じて情報提供することにより、海外進出を計画している企業又は海外進出している企業に対して、海外進出における知的財産戦略策定、知的財産マネジメント等を通じた知的財産の活用の重要性を普及啓発する「海外知的財産アドバイザー事業」の目的に鑑み、海外知的財産アドバイザーに求める採用基準を以下に定める。

[採用基準]

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、適した人材を採用する。

1. 必須要件

- ① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、法務部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等（以下「知財管理部門等」という。）のうち少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。
- ② 我が国企業等が海外での事業展開を予定する主な国（中国、韓国、台湾、ASEAN、インド、欧州、米国等）のうち少なくとも1カ国の知的財産制度に関する専門的知識を有すること。
- ③ 主に中小企業等の我が国企業等からの相談への対応や、関係機関等との連携のための、十分なコミュニケーション能力・調整能力を有すること。

2. 任意要件

- ① 中小企業等に対する経営の診断や経営に関する助言、経営戦略策定等の支援の経験を有すること。
- ② 知財管理部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当）に携わった経験を有し、かつ知的財産管理部門の人材育成の経験を有すること。
- ③ 企業等において、海外進出に関する事業やプロジェクト立ち上げに参画した経験、海外企業等との事業（共同研究・委託研究、製造委託、販売委託、等）に関する実務経験、海外企業に対する技術又は知的財産の取

り扱いを含む契約（ライセンス契約、秘密保持契約、共同開発契約、等）及びそのための交渉の実務経験、海外における知的財産権侵害品・模倣品対策の実務経験、並びに海外における知的財産侵害の訴訟実務経験のうち1以上の経験を有すること。

- ④ 大学院等において、事業戦略や知的財産戦略に関する知識の体系的な獲得経験を有すること。
- ⑤ 我が国企業等に対する知的財産マネジメントの普及・啓発についての情熱と、自治体・公的支援機関等とのプロジェクトや海外進出企業への支援に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。